

専決処分した議案の報告

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司

諮問議案 2 件について、特に緊急を要しているものと判断し、鳥取海区漁業調整委員会規程第 5 条第 3 項の規定に基づき専決処分をしました。
同項ただし書きの規定に基づき、その処分に対する承認を求めます。

1 特定水産資源くろまぐろの令和 6 管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について（諮問）

諮問の日：令和 7 年 1 月 2 0 日

答申の日：令和 7 年 1 月 2 0 日

答申の内容：原案に同意する

専決処分とした理由：

このたびの諮問は、サワラを目的とした刺網の混獲によりくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が急激に積み上がった（※）。そのため、くろまぐろ（小型魚）の「鳥取県その他漁業」の消化率が高くなり、漁獲枠が不足する恐れがあった。漁獲枠を超過しないためには、県留保枠から早急に配分する必要があり、特に緊急を要するものと判断し、専決処分としたもの。

※令和 7 年 1 月 1 0 日時点で漁獲可能量 1 0 0 k g に対し、2 8 . 2 k g（消化率 2 8 . 2 %）だったところ、令和 7 年 1 月 2 0 日に約 7 3 k g の漁獲量となる見込みとなった。

2 特定水産資源くろまぐろの令和 6 管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について（諮問）

諮問の日：令和 7 年 2 月 3 日

答申の日：令和 7 年 2 月 3 日

答申の内容：原案に同意する

専決処分とした理由：

1 の変更後も刺網の混獲による漁獲量の積み上がりが続き、くろまぐろ（小型魚）の「鳥取県その他漁業」の消化率が高くなり、漁獲枠を超える恐れがあった（※）。漁獲枠を超過しないためには、県留保枠から早急に配分する必要があり、特に緊急を要するものと判断し、専決処分としたもの。

※令和 7 年 1 月 2 3 日時点で漁獲可能量 3 0 0 k g に対し、2 5 7 . 7 k g（消化率 8 5 . 9 %）だったところ、令和 7 年 2 月 3 日に約 1 3 1 k g の漁獲量となる見込みとなった。

表 1 配分の変更及び変更後の漁獲可能量（単位：トン）

特定水産資源	知事管理区分	(1 変更前) 知事管理 漁獲可能量	増減	(1 変更後) 知事管理 漁獲可能量	増減	(2 変更後) 知事管理 漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	鳥取県くろまぐろ漁業	8.2	—	8.2	—	8.2
	鳥取県その他漁業	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4
	県留保枠	0.4	△0.2	0.2	△0.1	0.1
くろまぐろ (大型魚)	鳥取県くろまぐろ漁業	3.8	—	3.8	—	3.8
	鳥取県その他漁業	0.1	—	0.1	—	0.1
	県留保枠	0.4	—	0.4	—	0.4

表 2 令和 7 年 2 月末現在の漁獲状況（単位：トン）

特定水産資源	知事管理区分	知事管理 漁獲可能量	R7.2 末 漁獲量	消化率
くろまぐろ (小型魚)	鳥取県くろまぐろ漁業	8.2	5.18	63%
	鳥取県その他漁業	0.4	0.388	97%
	県留保枠	0.1	—	—
くろまぐろ (大型魚)	鳥取県くろまぐろ漁業	3.8	0.52	13%
	鳥取県その他漁業	0.1	0.0	0%
	県留保枠	0.4	—	—

〔参考〕鳥取海区漁業調整委員会規程（抜粋）

第 5 条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。



鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

第202400257279号
令和7年1月20日

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 鈴木 由香利
(公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和6管理年度における知事管理区分
に配分する漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定
に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を変更して定めたいので、同条第
5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量に変更する。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	8.2 トン
	鳥取県その他漁業	0.3 トン
	県留保枠	0.2 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	3.8 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.4 トン



第202400257781号
令和7年1月20日

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 鈴木 由香利 様

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司
(公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和6管理年度における知事管理区分に
配分する漁獲可能量の変更について（答申）

令和7年1月20日付第202400257279号で諮問のあったこのこ
とについて、原案に同意します。

委員会事務局 有田

電 話 0857-26-7339

ファクシミリ 0857-26-8131



第202400269537号
令和7年2月3日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 鈴木 由香利
(公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和6管理年度における知事管理区分
に配分する漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定
に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を変更して定めたいので、同条第
5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

（担当：漁業調整課資源管理担当：清家 電話：0857-26-7315）

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量に変更する。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	8.2 トン
	鳥取県その他漁業	0.4 トン
	県留保枠	0.1 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	3.8 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.4 トン



第202400270066号
令和7年2月3日

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 鈴木 由香利 様

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司
(公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和6管理年度における知事管理区分に
配分する漁獲可能量の変更について(答申)

令和7年2月3日付第202400269537号で諮問のあったこのこと
について、原案に同意します。

委員会事務局 有田

電話 0857-26-7339

ファクシミリ 0857-26-8131